

新型コロナで政府、「収束対策」と「自粛緩和」の両面探る

国内の新型コロナウイルス感染拡大が5月に入っても収束せず、企業活動や個人消費に深刻な影響を与える事態に陥っています。政府による緊急事態宣言の発令を踏まえ、感染の抑制に必要な「密閉・密集・密接（3密）」回避の波をかぶっているためです。当初の「3～4月ごろがピーク」という楽観的予想はずれ、長期戦を覚悟しなければならない局面に発展。その結果、業績の落ち込みは雇用に影響を及ぼし、10年来続いていた「人手不足」から一転して「雇用不安」がのしかかってきました。政府と自治体は、新型コロナの収束に向けた対策を継続する一方で、経済を再稼働させるための段階的な「自粛緩和」の道を探っています。

国内景気は昨年10月の消費税率引き上げなどを背景に、10～12月期の実質成長率は前期比1.8%減、年率換算で7.1%減と大きく落ち込んだものの、当初、今年1～3月期はその反動でプラス成長に戻るとの見方が少なくありませんでした。しかし、3月に入って新型コロナの勢いが世界的に広がり、日本でも同月後半に感染者が急増すると、様相は一変。「3密」回避のため、外出の自粛要請など感染防止の動きが相次ぎ、インバウンド需要をはじめとする消費活動が著しく落ち込みました。

また、7月の東京オリンピック・パラリンピックの1年延期、自動車メーカーの一時的な生産停止など、景気にとって大規模なマイナス要因が続き、1～3月期、4～6月期の成長率も大幅な落ち込みが確実視されています。

感染の収束時期が見通せないことから、今後、大きな問題になるのが雇用です。東京商工リサーチの企業調査によると、5月7日付で経営破綻は120件にのぼりました。内訳は倒産が86件、弁護士一任・準備中が34件。宿泊業が29件で最も多く、飲食業が16件、アパレル関連が11件など、外出自粛で影響を直接受けた業種が目立ちます。5月も大型連休明けまでに既に11件発生しています。

また、政府の緊急事態宣言が5月末に延長されたことから、破綻は中小・零細から中堅企業に広がっています。これに連動する雇用不安は、これまで人手不足と言われた業種を直撃しており、国内外の観光客を相手にしてきた航空会社や旅行会社に加え、飲食チェーンや百貨店などが次々と営業自粛に追い込まれ、正規・非正規を問わず雇用状況は厳しさを増しています。

政府は、雇用調整助成金の拡充や手続きの簡略化に加え、無利子・無担保の融資制度の窓口増設などを実施。5月中旬から6月にかけて、企業や個人向けの更なる給付金と助成金を追加実施していく方針で、経済の落ち込みと雇用不安をできる限り抑え込む構えです。

これから夏にかけて政府は、感染防止対策として国民にもう一段の協力を求める一方、「自粛緩和」で経済を動かす方策にも踏み出す考えで、大型連休前までの全都道府県に対する緊急事態宣言を段階的に解除していく模様です。

外国人技能実習生など他職種に再就職支援

新型コロナが襲来する直前まで、空前の人手不足を事実上補っていたのが外国人技能実習生や昨春に新設された特定技能の働き手です。ここにも雇用不安が押し寄せているため、出入国在留管理庁は4月下旬、新型コロナの影響で職を失った外国人の再就職支援に乗り出しました。技能実習と特定技能の資格で在留している外国人は、他の職種への「移行・転職」が認められていませんが、特例として最大で1年間働くことができる在留資格を与えます。

想定される外国人は、受け入れ企業の経営悪化で技能実習の継続が困難になった実習生や、解雇された特定技能の在留資格者、内定が取り消しとなった留学生など。本人の申請に基づき、「特定活動」の在留資格を付与するもので、現状においても人手不足が続く分野へのマッチングを促進します。

出入国在留管理庁は「新型コロナが終息し、技能実習が再開される場合も念頭に、在留を継続するための手段として活用してほしい」と呼び掛けており、特例措置は今後も弾力的に進められる見通しです。

派遣労働者のパソコンも対象に、テレワーク導入促進

厚生労働省は4月下旬、新型コロナ対策でテレワークを導入している中小企業に対する「働き方改革推進支援助成金」の助成内容を拡大し、受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合や、パソコンなどのレンタル・リース費用も対象にする、と発表しました。2月17日以降の取り組みが対象で、すでに申請している企業についても、追加で受け付けます。派遣労働者の場合、派遣元が助成を受けている場合は対象になりません。1社あたり100万円を上限に、掛かった費用の半分を助成しています。

新型コロナの感染防止に伴い、注目度が増したテレワーク（リモートワーク）ですが、容易に進んでいないのが実態です。一般的に、テレワークに向いている職種はIT、通信、インターネット関連業務、金融・保険、会計などの事務職が挙げられ、これに対して医療・福祉職、小売り現場、サービス、配達・配送などの業務は向いていない、あるいは限界があるとされています。職種による差異はありますが、テレワークの流れはさらに加速する見通しです。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(03) 号
平成 28 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

